

デマンドバス バス停見直し 実施要領

1 共通事項

- ① 見直しは年1回です。受付締め切り後、地域で異議や新たな要望が発生しないよう、地域住民や各種団体等の意見を十分踏まえ、地域の合意形成に努めてください。
- ② 見直しにあたっては、前回見直し後のご要望ご意見等を十分精査してください。
- ③ 利用の少ないバス停については、廃止を視野に入れ十分な協議をお願いします。

2 バス停の新設

- ① バス停の新設位置は、法定会議において「ふるさとバス」については3地区（大胡・宮城・粕川）、「るんるんバス」については富士見地区内、「城南あおぞら号」については城南地区内で承認を受けていますので、原則、各エリア内で選定してください。
- ② 道路幅員及び乗降スペースなど、乗降客の安全確保と他の交通の妨げとならない場所を選定してください。交差点付近及び民家出入口付近は設置不可です。警察協議が調わない場合も設置不可となります。
- ③ 原則として、最寄りバス停から300m以上離れている場所を選定してください。
※ただし、買い物施設や病院については、最寄りバス停から150m以上離れている場所とします。
- ④ 民有地使用の場合は土地所有者の同意を、道路等公有地使用の場合は隣接土地所有者等の承諾を取り付けていただくこととなりますので、ポイント選定にあたりご配慮ください。関係人の内諾を取り付ける場合は、本決定ではないことを十分説明してください。
- ⑤ 新設バス停の選定にあたっては、低利用バス停とならないよう地元で十分検討を行い必ず合意形成してください。
- ⑥ 予約が取りにくいという意見が寄せられています。地域住民の移動手段確保という観点から、新設が運行に大きく影響を与えることがないか十分ご精査ください。
- ⑦ 新設バス停の選定にあたり、バス停の移設で対応が可能かをご検討ください。
- ⑧ 新設バス停のバス停名称については、旧来からの地名を使用するなどし、個人氏名は避けてください。
- ⑨ 調書提出の段階では、新設バス停は、あくまでも内定状態となります。正式に決定するまでは地域住民や関係団体の中で勘違い等が生じないようご注意ください。

3 バス停の移設

現在のバス停位置では支障があり、地元で合意が整っている場合はバス停の移設が出来ます。

現在のバス停を移設バス停とし、移設後のバス停を新設バス停とします。

4 既存バス停名称の変更

- ① 店舗等の閉店によりバス停名称が実態に合わなくなっている場合で、名称変更のみ行う場合とします。
- ② バス停名称の変更については、関係者協議により、ご意向に添えない場合がございます。

5 既存バス停の廃止について

いままでバス停は増設するばかりで廃止はしてきませんでしたが、前年度の利用が1回もなかった等、利用が著しく少ないバス停については廃止を検討します。

6 新設バス停再検討（希望数超過による数量調整が必要となった場合）

全自治会からの報告を集計し、新設バス停数が計画数を超えた場合は、再検討のお願いをすることがあります。

7 新設バス停計画数（年次）

大胡・宮城・粕川・富士見・城南 合計で5箇所程度